

年末年始特別企画！

モスクワで年越し& メルヘンクリスマス

日本航空(JAL)羽田発着直行便利用！ 添乗員付

旅行期間

2020年12月30日(水)～

2021年1月3日(日) 3泊5日

旅行代金

¥268,000 (2名1室料金お一人様あたり)

発着空港

羽田空港

おはやめにお申込下さい

お申込〆切

11月17日

12月に入るとモスクワは新年・クリスマスの飾りつけが始まり、イルミネーションに包まれて光り輝きます。ロシア正教のクリスマスは1月7日なので、ロシアではまず新年をお祝いします。新年はロシアでは1年で最大な祝日です。赤の広場で行われる大規模なニューイアーズ・イブのお祝いはクレムリンや大聖堂・時計台などが鮮やかにライトアップされ、まるでおとぎの国のようです。そしてカウントダウン同時に花火も打ち上げられます。建物と花火のコラボレーション必見です！

スケジュール

ツアーポイント

日	スケジュール	食事
12/30 (水)	羽田空港 モスクワ 午前 空路直行便にてモスクワへ 午後 モスクワ到着後ホテルへ。 夜 ホテル周辺を徒歩散策（1時間半程度）◎ ニコリスカヤ通り など。市内中心部は美しいイルミネーションに彩られ、たくさんのマーケットが立ち並びます。新年とクリスマスの華やかな街並みをお楽しみください。	昼→ タ→
12/31 (木)	モスクワ 午前 「見知らぬ夫人」などが有名なロシア最大級の絵画美術館● トレチャコフ美術館（本館） へ。 午後 「カフェ・プーシキン」にて昼食 夕刻 徒歩で◎ 赤の広場 へ。赤の広場にはたくさんの屋台が出ています。素敵なデザインの置物やクリスマスの飾りはお土産にもぴったり。見ているだけでも楽しめます。体が冷えたら温かい飲み物やグム百貨店でショッピングなどもおすすめ。夕食は各自でお取りください。	朝○ 昼○ タ×
1/1 (金)	モスクワ  0:00 赤の広場で年越しカウントダウン！※越年時、交通規制により赤の広場から出なければならぬ場合があります。 1:00 頃 ホテルへ戻ります。 ※午前中はホテルでゆっくりお過ごしください。 午後 モスクワ市内観光。◎ 雀が丘展望台 や◎ ノヴォジェーヴィチ修道院 下車観光。地元のスーパーでショッピング。 夜 ※オプションツアー 注1	朝○ 昼×
1/2 (土)	モスクワ 午前 ホテルにて朝食 モスクワ市内観光 ● クレムリン入場観光（●領内2聖堂、●武器庫） 2017年に開業した市民公園◎ ザリャデー公園 を散策。レストランにて昼食。 午後 ホテル出発 夕刻 空路直行便で一路羽田へ	朝○ 昼○ 夜→
1/3 (日)	羽田 午前 羽田空港到着。	朝→

●入場観光 ○下車観光 ○車窓観光

※注1：行程3日目 夜の観劇（バレエ・サーカス・フォークショー）ご参加の皆様には観劇のオプションツアーを案内予定です。料金・詳細は後日ご案内致します。

○出発地：羽田空港 ○最終催行人員：8名様 ○利用航空会社：日本航空（直行便利用）
○ビジネスクラスご利用追加料金：500,000円 ○利用予定ホテル：ナショナルホテル指定
○添乗員：同行 ○食事条件：朝食3回・昼食2回（機内食除く） ○お部屋グレードアップ追加料金（クレムリンビュー・スタジオルーム）：3泊お1人様あたり 2名様利用：76,000円 / 3泊お1人様あたり 1名様利用：150,000円（部屋数限定） ○延泊：ご相談ください
○ご旅行代金に含まれるもの：航空運賃（エコノミークラス）、宿泊代金3泊分（2人1部屋利用・朝食付き）、送迎・移動費・入場料 ※相部屋希望の方がいらっしゃらないなど結果的にお一人でお部屋を利用される場合は、一人部屋利用追加料金（3泊35,000円）を申し受けます。3名1室利用（トリプルルーム）はお受けできません。 ○代金に含まれないもの：ビザ代行手数料（5,500円）、ビザ代実費（4,000円/※指定日までに書類をお送りいただいた場合は無料）、燃油付加運賃・空港諸税7,910円（2020年8月現在）、旅程に明記されていない食事、海外旅行保険、オプションツアー注意●ロシア入国にはビザが必要です。●ロシア出国時より残存6か月以上・査証欄余白見開き2ページ以上があるパスポートが必要です。●交通機関のスケジュールが変更になる場合がございます。航空会社の時刻変更や遅延、現地の気象条件などの現地事情によりルートは変更になる場合がございます予めご了承下さい。また日程の順番が入れ替わる場合もあります。●お申し込みの際には必ず「旅行条件書」全文をお受け取りお読みください。



☆ 赤の広場から徒歩5分の便利な立地にある**最高級ホテル**でゆったり3連泊

1903年に建築されたモスクワを代表する最高級ホテル『ナショナル』に滞在

☆ **羽田発直行便** 日本航空利用

☆ **世界遺産クレムリンと宝物殿の武器庫を見学**

☆ 帝政時代を再現した重厚なインテリアが素敵な「カフェ・プーシキン」で昼食

店内はまるでタイムスリップしてしまったかのよう。ゆったりとした雰囲気の中で、美しく盛り付けられた上質なロシア料理をお楽しみください。※レストランが急遽クローズの場合は他レストランへご案内します。

☆ スーパーマーケットで食料品やお菓子、珍しいロシアビールなどのレアでお得な**ショッピング**♪

観光客にも人気。ロシア製無添加ジャム、はちみつ、ワインやロシアビール、調味料、お土産用の可愛いパッケージのチョコレート、インスタントのボルシチなども売られています。掘り出し物を見つけられるかも。

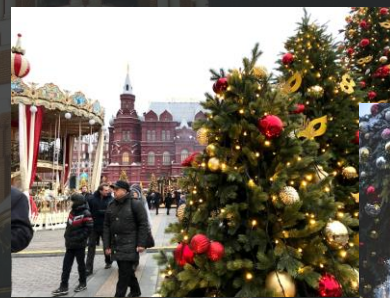
☆ ロシアに精通した**添乗員が同行**します。



ナショナル・ラグジュアリーコレクション・モスクワ（★5）指定



モスクワを代表する最高級ホテルの一つで、過去にはレーニンやスターリン、プロコフィエフらソ連の著名人御用達のホテルであった。モスクワの中心で、ロシア革命やソ連崩壊等のロシアの激変を目の当たりにしてきた。客室の美しい調度品やサービス、またクレムリンを臨んで楽しめる朝食には定評がある。



お問い合わせ・お申込み

ユーラスツアーズ

株式会社ユーラストラベル

東京都知事登録旅行業 3-6973号 日本旅行業協会正会員

総合旅行業取扱管理者：滝澤 泰斗 担当者：工藤

〒108-0014 東京都港区芝 5-13-18 いちご三田ビル9階

TEL: 03-6453-6632 FAX: 03-6453-6630

e-mail: tokyo@euras.co.jp

URL: <https://www.euras.co.jp>

Twitter @eurastours / Instagram @eurastours1961

営業日：平日（月～金曜日）10:00～16:00

（土・日・祝日はお休みです）

旅行企画・実施 株式会社タビーズ

観光庁長官登録旅行業 1906号 日本旅行業協会正会員

〒108-0014 東京都港区芝 5-13-18 いちご三田ビル9階



※写真はすべてイメージです。

《海外旅行申込書》

★航空機予約・現地手配・ビザ取得・各諸手続きに正確な内容をもれなくご記入ください。



ユーラスツアーズ 行

●個人情報の取扱いについて

(次の条件をご確認の上、選択ください)
別紙、取引条件説明書面（個人情報保護方針）に記載の旅行情報の提供について同意の上、標記の旅行を申し込みます。
および旅行手配の為に必要な範囲内での運送・宿泊機関への個人情報の提供について同意の上、標記の旅行を申し込みます。

《 ①はい ②いいえ 》

お申込みツアー名			
出発日	年	月	日 発
希望発着地	羽田 他 ()		

氏名	ふりがな		ヘボン式ローマ字 = パスポートと同じ				性別	男・女	旧姓	ふりがな		
生年月日	西暦	年	月	日	出生地	※都道府県	本籍地	※都道府県	婚姻	既婚 未婚	国籍	日本 その他
現住所	〒 -								TEL			
									FAX			
									携帯			
									メール			
緊急連絡先	ふりがな				続柄	住所	〒 -					
							TEL					
勤務先名					所在地	〒 -						役職
	英文名:											
勤務先への連絡		構わない 個人名で連絡 連絡不可										
渡航手続関連												
旅券 (パスポート) ※	有⇒	番						発行年月日	年 月 日			
	無	号						有効期限	年 月 日			
お部屋の希望	一人部屋希望		※別途要追加料金 円						※特定同室希望者がいない場合、一人部屋になる可能性有 (要追加料金)			
	二人部屋希望		同室希望者名【 】									
オプション・ツアー		①【 】に申込む ②【 】に申込む ③【 】に申込む										
要査証 (ビザ) 取得国 有 無 ※過去の渡航回数や渡航歴等をご記入ください (○印の国)												
今回の訪問都市 (○印)	回数	前回の渡航歴							前回の渡航目的	前回の訪問都市		
	回	年 月 日 ~ 年 月 日										
	回	年 月 日 ~ 年 月 日										
	回	年 月 日 ~ 年 月 日										
	回	年 月 日 ~ 年 月 日										
この旅行を知った媒体	学校 ユーラスツアーズのホームページ											
	ダイレクトメール 知人・友人より その他【 】											

●発着地からの国内交通機関や前泊・後ご希望がある場合は、お早めに申し出ください。●海外旅行傷害保険をご希望の方は、案内渡航手続き書類に同封しますので、内容をご確認の上、指定期日までに旅行社まで①お申込書②保険料を添えて、お申込みください。

※この欄は記入しないでください	
営業所名	
旅行担当	
受付日	
TOUR CODE	

旅行業約款《募集型企画旅行契約の部》

社団法人 日本旅行業協会 2017年1月11日認可

第1章 総 則

（適用範囲）

第1条 当社が旅行者との間で締結する募集型企画旅行に関する契約（以下「募集型企画旅行契約」といいます。）は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

2 当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

（用語の定義）

第2条 この約款で「募集型企画旅行」とは、当社が、旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容並びに旅行者が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいいます。

2 この約款で「国内旅行」とは、本邦内のみ旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。

3 この部で「通信契約」とは、当社が、当社又は当社の募集型企画旅行を当社を代理して販売する会社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。) のカード会員との間で電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による申込みを受けて締結する募集型企画旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する募集型企画旅行契約に基づく旅行代金等に係る債権又は債務を、当該債権又は債務が履行されるべき日以降に別に定める提携会社のカード会員規約に従って決済することについて、旅行者があらかじめ承諾し、かつ当該募集型企画旅行契約の旅行代金等を第12条第2項、第16条第1項後段、第19条第2項に定める方法により支払うことを内容とする募集型企画旅行契約をいいます。

4 この部で「電子承諾通知」とは、契約の申込みに対する承諾の通知であって、情報通信の技術を利用する方法のうち当社又は当社の募集型企画旅行の条件の下、当社を代理して販売する会社が使用する電子計算機、ファクシミリ装置、テレックス又は電話機（以下「電子計算機等」といいます。）と旅行者が使用する電子計算機等とを接続する電気通信回線を通じて送信する方法により行うものをいいます。

5 この約款で「カード利用日」とは、旅行者又は当社が募集型企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

（旅行契約の内容）

第3条 当社は、募集型企画旅行契約において、旅行者が当社の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

（手配代行者）

第4条 当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行者者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることがあります。

第2章 契約の締結

（契約の申込み）

第5条 当社に募集型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、当社所定の申込書（以下「申込書」といいます。）に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。

2 当社に通信契約の申込みをしようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、申込みをしようとする募集型企画旅行の名称、旅行開始日、会員番号その他の事項（以下次条において「会員番号等」といいます。）を当社に通知しなければなりません。

3 第1項の申込金は、旅行代金又は取消料若しくは違約料の一部として取り扱います。

4 募集型企画旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする旅行者は、契約の申込時に申し出てください。このとき当社は可能な範囲内でこれに応じます。

5 前項の申出に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は、旅行者の負担とします。

（電話等による予約）

第6条 当社は、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による募集型企画旅行契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、旅行者は、当社が予約の承諾の旨を通知した後、当社が定める期間内に、前条第1項又は第2項の定めるところにより、当社に申込書と申込金を提出又は会員番号等を通知しなければなりません。

2 前項の定めるところにより申込書と申込金の提出があったとき又は会員番号等の通知があったときは、募集型企画旅行契約の締結の順位は、当該予約

の受付の順位によることとなります。

3 旅行者が第1項の期間内に申込金を提出しない場合又は会員番号等を通知しない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。

（契約締結の拒否）

第7条 当社は、次に掲げる場合において、募集型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。

（1） 当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないとき。

（2） 応募旅行者数が募集予定数に達したとき。

（3） 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。

（4） 通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。

（5） 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会勢力であるとみとめられるとき。

（6） 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

（7） 旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

（8） その他当社の業務上の都合があるとき。

（契約の成立時期）

第8条 募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第5条第1項の申込金を受理した時に成立するものとします。

2 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。ただし、当該契約において電子承諾通知を発する場合は、当該通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。（契約書面の交付）

第9条 当社は、前条の定める契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。

2 当社が募集型企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。

（確定書面）

第10条 前条第1項の契約書面において、確定された旅行日程、運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に募集型企画旅行契約の申込みがなされた場合にあっては、旅行開始日）までの当該契約書面に定める日までに、これらの確定状況を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

2 前項の場合において、手配状況の確認を希望する旅行者から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。

3 第1項の確定書面を交付した場合には、前条第2項の規定により当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

（情報通信の技術を利用する方法）

第11条 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、募集型企画旅行契約を締結しようとするときに旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」といいます。）を提供したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。

2 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の用に供するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

（旅行代金）

第12条 旅行者は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払わなければなりません。

2 通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。また、カード利用日は旅行契約成立日とします。

第3章 契約の変更

（契約内容の変更）

第13条 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます。）を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

（旅行代金の額の変更）

第14条 募集型企画旅行を実施するに当たり利用する運送機関について適用を受ける運賃・料金（以下この条において「適用運賃・料金」といいます。）が、著しい経済情勢の変化等により、募集型企画旅行の募集の際に明示した時点において有効なものとして公示されている適用運賃・料金に比べて、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合においては、当社は、その増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加し、又は減少することができます。

2 当社は、前項の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に旅行者にその旨を通知します。

3 当社は、第1項の定める適用運賃・料金の減額がなされるときは、同項の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。

4 当社は、前条の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。)の減少又は増加が生じる場合（費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます。）には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。

5 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、募集型企画旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

（旅行者の交替）

第15条 当社と募集型企画旅行契約を締結した旅行者は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。

2 旅行者は、前項に定める当社の承諾を求めようとするときは、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、所定の金額の手数料とともに、当社に提出しなければなりません。

3 第1項の契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた第三者は、旅行者の当該募集型企画旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継するものとします。

第4章 契約の解除

（旅行者の解除権）

第16条 旅行者は、いつでも別表第1に定める取消料を当社に支払って募集型企画旅行契約を解除することができます。通信契約を解除する場合にあっては、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして取消料の支払いを受けます。

2 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかわらず、旅行開始前に取消料を支払うことなく募集型企画旅行契約を解除することができます。（1） 当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が別表第2上欄に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。

（2） 第14条第1項の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。

（3） 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

（4） 当社が旅行者に対し、第10条第1項の期日までに、確定書面を交付しなかったとき。

（5） 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

3 旅行者は、旅行開始後において、当該旅行者の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。

4 前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、前項の場合が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから

支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻します。

（当社の解除権等－旅行開始前の解除）

第17条 当社は、次に掲げる場合において、旅行者に理由を説明して、旅行開始前に募集型企画旅行契約を解除することがあります。

（1） 旅行者が当社にあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。

（2） 旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。

（3） 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。

（4） 旅行者が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

（5） 旅行者数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。

（6） スキーを目的とする旅行における必要な降雪量等の旅行実施条件であって契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき。

（7） 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

(8) 通信契約を締結した場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。

(9) 旅行者が第7条第5項から第7号までのいずれかに該当することが判明したとき。

2 旅行者が第12条第1項の契約書面に記載する期日までに旅行代金を支払わないときは、当該期日の翌日において旅行者が募集型企画旅行契約を解除したものとします。この場合において、旅行者は、当社に対し、前条第1項に定める取消料に相当する額の違約料を支払わなければなりません。

3 当社は、第1項第5号に掲げる事由により募集型企画旅行契約を解除しようとするときは、旅行開始日の前日から起算して遡って、国内旅行にあっては13日目（日帰り旅行については3日目）に当たる日より前に、海外旅行にあっては23日目（別表第1に規定するピーク時に旅行を開始するものについては33日目）に当たる日より前に、旅行を中止する旨を旅行者に通知します。（当社の解除権－旅行開始後の解除）

第18条 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、旅行者に理由を説明して、募集型企画旅行契約の一部を解除することがあります。

(1) 旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。

(2) 旅行者が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

(3) 旅行者が第7条第5号から第7号までのいずれかに該当することが判明したとき。

(4) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。

2 当社が前項の規定に基づいて募集型企画旅行契約を解除したときは、当社と旅行者との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、旅行者が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

3 前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行者がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻します。

（旅行代金の払戻し）

第19条 当社は、第14条第3項から第5項までの規定により旅行代金が減額された場合又は前3条の規定により募集型企画旅行契約が解除された場合において、旅行者に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に旅行者に対し当該金額を払い戻します。

2 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合であって、第14条第3項から第5項までの規定により旅行代金が減額された場合又は前3条の規定により通信契約が解除された場合において、旅行者に対し払い戻すべき金額が生じたときは、提携会社のカード会員規約に従って、旅行者に対し当該金額を払い戻します。この場合において、当社は、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に旅行者に対し払い戻すべき額を通知するものとし、旅行者に当該通知を行った日をカード利用日とします。

3 前2項の規定は第27条又は第30条第1項に規定するところにより旅行者又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。
(契約解除後の帰路手配)

第20条 当社は、第18条第1項第1号又は第3号の規定によって旅行開始後に募集型企画旅行契約を解除したときは、旅行者の求めに応じて、旅行者が当該旅行の出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。

2 前項の場合において、出発地に戻るための旅行に要する一切の費用は、旅行者の負担とします。

第5章 団体・グループ契約

団体・グループ契約)

第21条 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ募集型企画旅行契約の締結については、本章の規定を適用します。

（契約責任者）

第22条 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます。）の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。

2 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

3 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

4 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

第6章 旅程管理

第23条 当社は、旅行者の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、旅行者に対し次に掲げる業務を行います。ただし、当社が旅行者とこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

(1) 旅行者が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、募集型企画旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。

(2) 前号の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めること等、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

(当社の指示)

第24条 旅行者は、旅行開始後旅行終了までの間において、団体で行動するとき、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従わなければなりません。

(添乗員等の業務)

第25条 当社は、旅行の内容により添乗員その他の者を同行させて第23条各号に掲げる業務その他当該募集型企画旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わせることがあります。

2 前項の添乗員その他の者が同項の業務に従事する時間帯は、原則として8時から20時までとします。

（保護措置）

第26条 当社は、旅行中の旅行者が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用は旅行者の負担とし、旅行者は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

第7章 責任

（当社の責任）

第27条 当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第4条の規定に基づいて手配を代行させた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

2 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

3 当社は、手荷物について生じた第一項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して、国内旅行にあっては14日以内に、

海外旅行にあっては21日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

（特別補償）

第28条 当社は、前条第1項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、別紙特別補償規程で定めるところにより、旅行者が募集型企画旅行参加中にその生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。

2 前項の損害について当社が前条第1項の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害賠償金の額の限度において、当社が支払うべき前項の補償金は、当該損害賠償金とみなします。

3 前項に規定する場合において、第1項の規定に基づく当社の補償金支払義務は、当社が前条第1項の規定に基づいて支払うべき損害賠償金（前項の規定により損害賠償金とみなされる補償金を含みます。）に相当する額だけ縮減するものとします。

4 当社の募集型企画旅行参加中の旅行者を対象として、別途の旅行代金を収受して当社が実施する募集型企画旅行については、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。

（旅程保証）

第29条 当社は、別表第2上欄に掲げる契約内容の重要な変更（次の各号に掲げる変更（運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるものを除きます。）を除きます。）が生じた場合は、旅行代金に同表下欄に記載する率を乗じた額以上の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更について当社に第27条第1項の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。

(1) 次に掲げる事由による変更

- イ 天災地変
- ロ 戦乱
- ハ 暴動

二 官公署の命令

ホ 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止

ヘ 当初の運行計画によらない運送サービスの提供

ト 旅行参加者の生命又は身体 の安全確保のため必要な措置

(2) 第16条から第18条までの規定に基づいて募集型企画旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更

2 当社が支払うべき変更補償金の額は、旅行者1名に対して1募集型企画旅行につき旅行代金に15%以上の当社が定める率を乗じた額をもって限度とします。また、旅行者1名に対して1募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。

3 当社が第1項の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について当社に第27条第1項の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、旅行者は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金の額と旅行者が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

(旅行者の責任)

第30条 旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければなりません。

2 旅行者は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

3 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

第 8 章 并済業務保証金

(弁済業務保証金)

第31条 当社は、一般社団法人日本旅行業協会（東京都千代田区霞ヶ関3丁目3番3号）の保証社員になっております。

2 当社と募集型企画旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に関し、前項の一般社団法人日本旅行業協会が供託している弁済業務保証金から4,500,000円に達するまで弁済を受けることができます。

3 当社は、旅行業法第22条の10第1項の規定に基づき、一般社団法人日本旅行業協会に弁済業務保証金分担金を納付しておりますので、同法第7条第1項に基づく営業保証金は供託しておりません。

(苦情の申し出)

旅行者は、当社との旅行業務に関する苦情について、当事者間で解決できない

った場合は、下記の協会に、その解決について助力を求めるための申し出をすることができます。

記
名 称 一般社団法人 日本旅行業協会
所在地 東京都千代田区霞が関3丁目3番3号
電 話 (03) 3592-1266

別表第1 取消料（第16条第1項関係）

1 国内旅行に係る取消料

区 分	取消料
(1) 次項及び第3項以外の募集型企画旅行契約	
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行にあっては10日目)に当たる日以降に解除する場合(□からほまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の20%
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に解除する場合(ハからほまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の30%
ハ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%
ニ 旅行開始当日に解除する場合(ホに掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%
ホ 旅行開始後の解除または無連絡不参加の場合	旅行代金の100%
(2) 航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券を利用する募集型企画旅行契約であって、契約書面において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称、並びに当該航空券に関して航空会社が定める取消手数料、違約料、払戻手数料その他の航空運送契約の解除に要する費用(以下、総称して「航空券取消料等」といいます。) の条件(以下「航空券取消条件」といいます。) 及び金額を明示したもの	
イ 旅行契約締結後に解除する場合(□からへに掲げる場合を除く。)	旅行契約を解除した時点において航空券取消条件を適用した場合の航空券取消料等の額(以下「旅行契約解除時の航空券取消料等」といいます。) 旅行代金の20%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行にあっては10日目)に当たる日以降に解除する場合(ハからへまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の30%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に解除する場合(ニからへまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の40%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額
ニ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の50%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額
ホ 旅行開始当日に解除する場合(へに掲げる場合を除く。)	旅行代金の100%
へ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%
(3) 貸切船舶を利用する募集型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります。
備考	
(1) 取消料の金額は、契約書面に明示します。	
(2) 本表の適用に当たり「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第2条第3項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。	
(3) 第2項の場合において、当該航空券に関して、当社が航空会社に対して支払うべき航空券取消料等が生じなかったときは、旅行契約解除時の航空券取消料等の額は無料として取り扱い、航空会社により航空券取消料等が減額されたときは、当該減額後の航空券取消料等の額を旅行契約解除時の航空券取消料等の額として取り扱います。	

2 海外旅行に係る取消料（標準旅行業約款を採用している会社）

区 分	取 消 料
(1) 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約 (次項から第3項に掲げる旅行契約を除く。)	
イ 旅行開始日がピーク時の旅行である場合であつて、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日以降に解除する場合(ロからこまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の10%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合(ハ及びニに掲げる場合を除く。)	旅行代金の20%以内
ハ 旅行開始日の前々日日以降に解除する場合(二に掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%以内
ニ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
(2) 本邦出国時又は帰国時に、航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券を利用する募集型企画旅行契約であつて、契約書面において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称並びに航空券取消条件及び航空券取消料等の金額を明示したもの	
イ 旅行契約締結後に解除する場合(ロからホに掲げる場合を除く。)	旅行契約解除時の航空券取消料等の額
ロ 旅行開始日がピーク時の旅行である場合であつて、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日以降に解除するとき(ハからホまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の10%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合(ニ及びホに掲げる場合を除く。)	旅行代金の20%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額

二 旅行開始日の前々日以降に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額 旅行代金の100%
ホ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%
(3) 貸切航空機を利用する募集型企画旅行契約	
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって90日目に当たる日以降に解除する場合（ロからこまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びこに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目に当たる日以降に解除する場合（こに掲げる場合を除く。）	旅行代金の80%
ニ 旅行開始後の前日から起算してさかのぼって3日目に当たる日以降の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%内
本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する募集型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります。
注 「ピーク時」とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで及び7月20日から8月31日までをいいます。	
備考 (1) 取消料の金額は、契約書面に明示します。	
(2) 本表の適用に当たり「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第2条第3項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。	
(3) 第2項の場合において、当該航空券に関して、当社が航空会社に対して支払うべき航空券取消料等が生じなかったときは、旅行契約解除時の航空券取消料等の額は無料として取り扱い、航空会社により航空券取消料等が減額されたときは、当該減額後の航空券取消料等の額を旅行契約解除時の航空券取消料等の額として取り扱います。	

別表第2 變更補償金（第29条第1項關係）

	一件あたりの率（％）	
	旅行開始前	旅行開始後
1 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。）	1.0	2.0
4 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更（当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。）	1.0	2.0
8 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0
注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。		
注2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。		
注3 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。		
注4 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。		
注5 第7号の宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト又は当社の営業所若しくは当社のウェブページで閲覧に供しているリストによります。		
注6 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1件として取り扱います。		
注7 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によります。		

■ 問合せ・申込先
東京都知事登録旅行業 第 3-6973 号 日本旅行業協会正会員
社 名：株式会社ユーラストラベル（ユーラツアーズ）
住 所：〒108-0014 東京都港区芝 5-13-18 いちご三田ビル 9 階
連絡先：TEL：03-6453-6633 FAX：03-6453-6630
e-mail：tokyo@euras.co.jp ホームページ：http://www.euras.co.jp
総合旅行業務取扱管理者：榊原 晋治

■旅行企画・実施
 観光庁長官登録旅行業第1906号 日本旅行業協会正会員
 社名：株式会社 TABI'Z (タビーズ)
 住所：〒108-0014 東京都港区芝 5-13-18 いちご三田ビル
 連絡先：TEL：03-6435-4833 FAX：03-6435-4834

募集型企画旅行取引条件説明書

●お申し込み

- (1) お申込の場合、当社所定の申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。(2つが揃った時点で正式なお申込みとなります)
- ※申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取り扱います。
- (2) 電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した翌日から起算して3 日以内に申込書の提出と 申込金のお支払いが必要です。
- (3) a.旅行開始日に75歳以上の方、b.身体に傷害をお持ちの方、c.健康を害している方、d. 妊娠中の方、e.補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨をお申出ください。当社は可能な範囲内これに応じます。なお、旅行者からのお申出に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は旅行者の負担とします。
- (4) お申込み時に18歳未満の方は、親権者の同意書が必要となります。
- (5) 子供代金は旅行開始時に満3歳以上12歳未満のお子様に応じます。1 人部屋追加代金は大人、子供一律、1 名様の代金です。

●追加代金

- (6) 追加代金とは、①航空会社の選択、②航空便の選択、③航空機の等級の選択、④宿泊ホテル・旅館の指定の選択、⑤ 1 人部屋追加代金、⑥延泊による宿泊代金、⑦平日・休前日の選択により追加する代金をいいます。⑧出発・帰着曜日の選択基準旅行代金
- (7) 申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。

●旅行契約内容・代金の変更

- (8) ①当社は天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送期間の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。
- ②奇数人数でお申込みの場合に一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けると した旅行にあって、複数で申し込んだお客様の一方が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けま

●取消料がかかる場合(お客様による旅行契約の解除)

- (9) お客様は、表記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。
- ①取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

■取消しについて

区分	取消料
旅行出発日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始の前日から起算して40日前まで	旅行代金の10%
旅行開始日の前日から起算して30日前まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前々日以降	旅行代金の50%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%
注：ピーク時とは、12月20日～1月7日、4月27日～5月6日まで及び7月20日～8月31日まで	

お客様のご都合で、旅行契約を解除する場合は、下記の取消料をお支払いいただきます。お取消の連絡は、旅行のお申込みを受けた営業所の営業時間[9時30分～17時30分まで(土曜・日曜・祝日休業)]にのみお受けします。

●取消料がかからない場合(お客様による旅行契約の解除)

- (10) 下記の場合は取消料はいただきません。(一部例示)
- ①旅行契約内容に以下に例示するような重要な変更が行われたとき。
- a.旅行開始日又は終了日の変更
- b.入場する観光地、観光施設、その他の旅行の目的地の変更
- c.運送機関の種類又は会社名の変更
- d.運送機関の「設備及び等級」のより低いものへの変更
- e.本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更
- f.本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更
- g.宿泊機関の種類又は名称の変更
- h.宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更
- ②旅行代金が増額された場合。
- ③当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。
- ④当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

●当社による旅行契約の解除

- (11) 次の場合当社は旅行契約を解除することがあります。(一部例示)
- ・旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき。
- ・申込条件の不適合
- ・病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

●当社の責任

- (12) 当社は当社または手配代行者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に関係する賠償限度額は15万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

●特別補償

- (13) 当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行

業約款特別補償規定により、死亡補償金として国内旅行1,500万円、入院見舞金として入院日数により国内旅行2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により国内旅行1万円～5万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度)(ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、[旅行参加中]とはいたしません。

● 旅程保証

(14) 旅行日程に下表に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に(6)の追加代金を加えた合計額です。

■別表 変更補償金

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率	
	開始前	開始後
1.契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2.契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3.契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更	1.0	2.0
4.契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5.契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
6.契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
7.契約書面に記載した本邦内の出発空港又は帰着空港の変更	1.0	2.0
8.契約書面に記載した本邦外への直行便又は本邦内への直行便から乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
9.前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

● お客様の責任

(15) お客様の故意又は過失により損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行先で速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

● お客様の交替

(16) お客様は当社が承諾した場合、1人あたり1,000円の手数料をお支払いいただくことにより交替することができます。

● 事故等のお申し出について

(17) 旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

● 個人情報の取り扱いについて

(18) 当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、旅行者との間の連絡のために利用させていただくほか、旅行者がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

※このほか、当社は①会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、③アンケートのお願い、④特典サービスの提供、⑤統計資料の作成に旅行者の個人情報を利用させていただくことがあります。

(19) 当社は、当社が保有する個人データのうち、氏名、住所、電話番号、又はメールアドレスなどのお客様のご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、利用させていただきます。当社は、営業案内、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品発送のために(※利用目的を具体的に記載)これを利用させていただくことがあります。なお、当社における個人情報取扱管理者の氏名については、別紙をご参照ください。

◎当社はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。

● 募集型企画旅行契約約款について

(20) この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

または、弊社インターネット
<http://www.euras.co.jp>にてご覧下さい。

● 旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。

このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明の点がありましたら、ご遠慮なく下記旅行業務取扱管理者にご質問下さい。

▶ 問合せ・申込先

登録番号：東京都知事登録旅行業第3-6973号 JATA正会員
社名：株式会社ユーラストラベル
住所：〒108-0014 東京都港区芝5-13-18
いちご三田ビル9階
連絡先：TEL:03-6453-6633 FAX:03-6453-6630
e-mail: tokyo@euras.co.jp
旅行業務取扱管理者：榊原晋治（2016年4月1日現在）

▶ 旅行企画・実施

登録番号：観光庁長官登録旅行業第1906号 JATA正会員
社名：株式会社TABIZ（タビーズ）
住所：〒108-0014 東京都港区芝5-13-18
いちご三田ビル9階
連絡先：TEL:03-6435-4833 FAX:03-6435-4833
e-mail: ingu@tabiz.net

個人情報保護方針 (プライバシーポリシー)

I. 個人情報保護方針

1. 当社は、このプライバシーポリシーを実行するために、「株式会社ユーラストラベル個人情報保護規定」を定め、一般に公表するとともに、当社従業者（役員、正社員、契約社員、アルバイト、社外添乗員等を含む）、その他関係者に周知徹底させて実行し、改善・維持してまいります。
2. 当社は、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい等を防止するため、「セキュリティ管理計画」（セキュリティポリシー）を立案し、不正アクセス対策、コンピュータウイルス対策など適切な情報セキュリティ対策を講じます。
3. 当社は、個人情報の入手にあたり、適法かつ公正な手段によって行い、不正な方法により入手しないことはもちろん、個人情報の主体である本人から利用目的等について同意をとるか、当社インターネットホームページに必要事項を告知します。
4. 当社は、個人情報を間接的に入手する場合、入手する個人情報について、提供者が本人から適正に入手したものであるかどうかを確認し、契約上の手当てをします。
5. 当社は、情報主体（個人情報の本人）が自己個人情報について、開示、訂正、使用停止、消去等の権利を有していることを確認し、本人からのこれらの要求に対して異議なく応じます。
6. 当社は、個人情報を第三者との間で共同利用したり、業務を委託するため個人情報を第三者に預託する場合、当該第三者について調査し必要な契約を締結し、その他法令上必要な措置を講じます。
7. 具体的個人情報収集、取扱いのため以下の原則を定めます。
 - ◆個人情報利用原則
 - ・個人情報の利用は、収集目的の範囲内で、具体的な業務に応じ権限を与えられた者のみが、業務の遂行に必要な限りにおいて行うものとします。
 - ◆禁止事項
 - ・個人情報を第三者に提供することを原則として禁止します。
 - ・個人情報の目的外利用、通常の利用場所からの持ち出し、外部への送信等の個人情報の漏えい行為をいたしません。
 - ・当社従業者は、業務上知りえた個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に利用してはなりません。その業務に係る職を退いた後も同様とし、必要な措置を講じます。
 - ・次に示す内容を含む個人情報の収集、利用又は提供を行いません。
但し、業務上必要な限りにおいて、情報主体の了承を得てその収集、利用又は提供を行う場合があります。
- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 人種、民族、門地、本籍地（所在都道府県に関する情報を除く。）身体、精神障害、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項
- (3) 勤労者の団結権、団体交渉及びその他団体行動の行為に関する事項
- (4) 集団示威行為への参加、請願権の行使およびその他の政治的権利の行使に関する事項
- (5) 保険医療及び性生活に関する事項

2015年10月
株式会社ユーラストラベル
代表取締役社長 滝澤 泰人

II. お客様の個人情報の取り扱いについてのご案内

1. 個人情報の取得について
株式会社ユーラストラベル(以下「当社」といいます。)は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほかお客様が申し

込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等(主要な運送・宿泊機関等については各スケジュール表に記載されています。)の提供するサービスの手配及びこれらのサービスの受領のための手続(以下「手配等」といいます。)に必要な範囲内で利用させていただきます。

このほか当社では、将来よりよい旅行商品の開発のためのマーケット分析や、当社の旅行商品のご案内をお客様にお届けするために、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

2. 個人データの第三者への提供について

当社は、お申込みいただいた旅行の手配のために、運送・宿泊機関等及び手配代行者(必要な場合に限る。)に対し、住所、氏名、性別、婚姻情報、家族構成、嗜好（禁煙・喫煙等）、生年月日、年齢、職業、電話番号、国籍、今回の旅行目的、申込のコース・コース番号、出発日、勤務先の連絡先(会社名、部署名、電話番号、ファックス番号等)、パスポート番号、クレジットカード番号等を、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。

3. 旅行の手配に付随して運送・宿泊機関以外の業者へ個人情報を提供する場合

当社は旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを空港送迎業者、土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名及び搭乗される航空便名等に係る個人データを、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、6項のお問い合わせ窓口宛、出発前までにお申し出ください。

4. 当社の保有する個人データの開示、訂正、削除、提供停止等について

当社の保有するお客様の個人データの開示,その内容の訂正、追加若しくは削除、又はその利用の停止若しくは消去若しくは第三者への提供の停止等をご希望の方は、必要となる手続きについてご案内いたしますので、6項にあるお問い合わせ窓口までお申し出ください。その際、お客様ご本人であることを確認した上で、法令に従い、遅滞なく必要な措置をとらせていただきます。また、ご希望の全部又は一部に応じられない場合はその理由をご説明します。

当社は個人データの正確な管理のため、当社の判断において、当社の保有する個人データを任意の時期に消去いたします。

5. 個人情報変更通知ご協力をお願い

個人データの正確性を図るため、住所、氏名、電話番号等、お客様の個人情報の何らかの変更が生じた場合、6項にあるお問い合わせ窓口にお知らせくださるよう、お願いいたします。直ちに当社のデータを訂正いたします。

6. 個人情報に関する問い合わせ先・苦情の申し出先

(1)個人情報の取扱いに関するお問い合わせ・苦情は、下記の窓口までお申出ください。

株式会社ユーラストラベル 榊原 晋治

TEL:03-6453-6633 tokyo@euras.co.jp

(2)旅行者は、当社との個人情報に関する苦情について、当事者間で解決ができなかった場合は、下記の協会に、その解決について助力を求めるための申し出をすることができます。

(社)日本旅行業協会「JATA」消費者相談室(個人情報保護担当)

TEL03-3592-1266

8. その他

万一、当社の個人情報の流出などの問題が発生した場合には、直ちに当事者にご連絡をさせていただき、安全の確保、復旧のために最善かつあらゆる措置を講じます。

また、速やかにホームページ等で事実関係等を公表させていただきます。

以上